令和８年第４回北上市教育委員会定例会

１　日　　時　　令和８年２月26日（木）　午前10時

２　場　　所　　市役所本庁舎５階第１会議室

３　議事日程　　別紙

４　会議に出席した委員

船　田　　浩
佐　藤　和　美
髙　橋　隆　紀
照　井　睦　子
小　原　紀　実

５　説明のため出席した職員

(1)　教育部

教育部長	小　原　昌　江
総務課長	嶽間澤　健一郎
学校教育課長	中　村　隆　一
文化財課長	佐　藤　康　浩
学校給食センター所長	伊　藤　泰　樹
中央図書館館長	菅　原　真紀子
博物館館長	渋　谷　洋　祐
鬼の館館長	斉　藤　映　子

(2)　まちづくり部

まちづくり部長	皆　川　礼一郎
生涯学習文化課長	髙　橋　敦　史
スポーツ推進課長	矢　後　雅　之

(3)　健康こども部

健康こども部長	高　橋　　晋
子育て支援課長	久保田　達　夫

6　議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案１件、協議２件が原案のとおり可決、承認された。

議案第４号　北上市共同学校事務室規程の一部を改正する訓令
協議第４号　北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則
協議第５号　第２期北上市スポーツ推進計画（案）について

以下、会議の概要は次のとおり。

（開会　午前10時）

教育長　　ただいまから令和８年第４回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は５人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第１　会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

教育長　　次に、日程第２　報告「１　教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

（別紙教育長事務報告により説明）

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

教育長　　それでは、日程第３　議事に入ります。

議案第４号「北上市共同学校事務室規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長　　ただいま上程になりました議案第４号北上市共同学校事務室規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

この訓令は、すべての学校に係る事務を共同処理するための組織として設置されております北上市共同学校事務室について、東陵中学校が廃止となることに伴い、共同学校事務室内に設置している各推進室の所掌する学校をそれぞれ変更しようとするものであります。

なお、施行日は、令和８年４月１日とするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長　　補足の説明はありますか。

学校教育課長　　説明資料をご覧ください。

現在は、東部推進室、北部推進室、南部推進室、西部推進室と４つの推進室に分けて共同事務を進めて参りました。東陵中学校が令和８年度から廃止となることに伴い再編しようとするものです。再編に当たっては、学校間の距離、児童生徒数を踏まえて調整したものであります。

教育長　　事務の共同実施は優れた制度であります。それぞれの学校で全ての事務を行うのではなく、共同で実施することにより、効率性や正確性が向上するほか、人材育成にもつながっております。

教育長　　ただいま提案されました協議第15号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第４号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第４号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長　　次に、協議第４号「北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部

を改正する規則」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長　　ただいま上程になりました協議第４号　北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について、協議の理由を申し上げます。

この規則は、申請手続のオンライン化に伴い、実情に合わせて事務処理の効率化を図るため、申請及び変更等の届出の際に校長を経由していた手続を廃止するとともに、当市の就学援助費の支給額の参考としていた国の令和８年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価等が改正される見込みであることから、これに合わせて新入学児童生徒学用品費の支給額を増額しようとするものであります。

なお、施行日は、令和８年４月１日とするものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　補足の説明はありますか。

学校教育課長　　説明資料をご覧ください。

就学援助費につきましては、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な支援を行い義務教育の円滑な実施に資するため行っております。

費目については、学用品費、給食費、修学旅行費、医療費等が含まれております。

今回の改正のポイントは２点あります。

１つ目は、新入学児童生徒学用品費の支給額を増額しようとするものです。国の単価の見直しに伴い、見直そうとするものであります。

２つ目は事務手続です。これまでは保護者が学校長を経由して書面で提出しておりますが、オンラインで手続できるよう、校長を経由せずに手続できるよう改正するものであります。

教育長　　ただいま提案されました協議第４号について、御質問等がありましたらお願いします。

佐藤和美委員　　オンラインで手続できるようにするということですが、全てオンライン手続となり、書面の申請は受け付けないということでしょうか。

学校教育課長　　可能な限りオンラインでお願いするものですが、これが苦手な方は書面の申請も受け付けております。

髙橋隆紀委員　　経済的な理由で就学困難とありますが、就学援助の対象となる基準について具体的に教えてください。

学校教育課長　　対象は世帯収入により決定しており、生活保護の基準に1．4を掛けた収入を下回る場合に認定されるものであります。

教育長　　手続が学校を経由しないことは、学校事務職員の仕事も大幅に減るということになりますが、申請する保護者にとっても良いことはあるのでしょうか。

学校教育課長　　申請者にとっても、申請に時間がかからないという利点があります。

教育長　　就学援助の該当になる家庭に対して学校で申請を促すこともあったが、こうしたことも無くなるものか。

学校教育課長　　必要な家庭に対する学校からの働きかけは継続して行うものであります。

教育長　　それでは、協議第４号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、協議第４号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長　　次に、協議第５号「第２期北上市スポーツ推進計画（案）につ

いて」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課。

スポーツ推進課長　ただいま上程になりました協議第５号第２期北上市スポーツ推進計画（案）について、提案の理由を申し上げます。

北上市スポーツ推進計画は、スポーツ法第10条の規定に基づき、市民のスポーツ活動や社会状況、地域特性などに対応しながら、北上市におけるスポーツ推進の基本的な方向を示す計画として策定するものであります。

内容につきましては、スポーツ合宿や各種大会等の誘致などスポーツツーリズムの推進等により交流人口の拡大を図る『スポーツによるまちづくりの推進』など、３つの基本施策を柱として事業を展開していく内容となっております。

よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長　補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長　説明資料をご覧ください。

策定の趣旨でありますが、現行のスポーツ推進計画が今年度をもって計画期間の満了を迎えることから、国の動向や多様化する市民ニーズに対応するとともに、社会情勢の変化等を考慮し、新たな計画を策定するものであります。

計画期間は令和８年度から令和17年度までの10年間とするものであります

計画の位置付けについては、本計画は、国で定めるスポーツ基本法第10条における「地方スポーツ推進計画」としての位置付け、北上市総合計画を上位計画とした本市におけるスポーツ推進の基本となる計画でございます。

施策の基本方針でございますが、基本方針１「豊かなスポーツライフの実現」、基本方針２「トップレベルで活躍する協議スポーツの推進」、基本方針３「スポーツを核としたまちづくりの推進」となっています。

スポーツ推進の施策体系は、基本理念を「スポーツの力で人とまちが「いきいき」輝き続ける」とし、豊かなスポーツライフ実

現の中では、「ライフステージに応じたスポーツ機会の充実」、「誰もが参加できるスポーツの機会創出」、「子どものスポーツ機会の提供」、「障がい者スポーツの普及と共生社会の推進」、これは第１期計画では手薄となっておりましたが、今回重点としました。また、「スポーツを楽しむ環境の整備」を施策としております。

トップレベルで活躍する競技スポーツの推進では、「トップレベルを目指すアスリートの発掘・育成」、「競技力向上を支える人材の育成」、「競技力向上を支える環境の整備」を施策としております。

スポーツを核としたまちづくりの推進では、「スポーツツーリズムの推進」、「市民がかかわりを持つスポーツ環境の整備」、「スポーツボランティアの育成・活動推進」を施策としております。

基本方針における重点施策としましては、「ライフステージに応じたスポーツ機会の充実」として、子育て世代や働き盛り世代等、スポーツを行うことが難しい世代のニーズを的確に捉え、スポーツを気軽に行うことができる環境を整え、スポーツを通じた家族間の交流促進や健康の維持、増進につながる取り組みを行います。また、生徒のスポーツ環境の充実のため運動部活動環境の充実を図ります。

「障がい者スポーツの普及と共生社会の推進」として、障害の有無などに関わらず、誰もがスポーツに関する理解を深め、スポーツの広まりを通じて、人と人がお互いのことを理解し、支え合う共生社会の実現を目的とした取り組みを行います。

「競技力を支える環境の整備」として、アスリート個人の特性等に応じた最適な指導を受けることができるような体制の構築や指導者の資質向上等の取り組みみを進めます。また、データを活用した指導環境の構築や、アスリートを支えるスポーツ団体の組織強化を図り、アスリート中心に競技力強化を図る環境づくりを進めます。

「市民がかかわりを持つスポーツ環境の整備」として、シビックプライドの醸成や、コミュニティの形成、健康の維持・増進につながる重要なスポーツを通じた取り組みに、市民が積極的に関わるための環境を整備します。

計画におけるスポーツの範囲でございますが、第１期計画では

競技力の向上を強い目標としておりましが、犬の散歩、徒歩や自転車による通勤など、誰もが気軽にスポーツに親しんでもらえるよう計画を拡げたものとなっております。

成果指標と目標値、策定経過体制につきましては、資料に記載のとおりでございます。

３月の庁議に諮ったのち、施行していくものとなります。

教育長　　ただいま提案されました協議第５号について、御質問等がありましたらお願いします。

小原紀実委員　　交流人口を増やしたまちづくりの推進といった方針は、とても素晴らしいことだと思います。基本理念にもありますスポーツの力で、ランフェスなどもありますが、北上市をＰＲ出来る場でもありますので、入念な計画をもってまちづくりの推進をお願いしたいと考えております。

スポーツの育成者、指導者の資質向上の取組みが、今後の部活動の地域移行につながるよう連携をお願いします。

スポーツ推進課長　　意見をいただきましたランフェスにつきまして、実行委員会で種目等を選らびながら進めていきたいと思いますし、フェスの部の一環として街中で小さい子が駆けっこするなど、子どものころからスポーツに触れ合う機会を設けるなどを検討していきます。

指導者の育成についても、スポーツ協会が行う指導者講習会の中で、「指導者を指導」することも進めていきたいと考えております。

髙橋隆紀委員　　私見が入りますが、「スポーツ」という表現は昔ながらに使われておりますが、現代では「スポーツ」と競技性が伴わない「エクササイズ」を使い分けると正しい理解につながるのではないかと思います。

運動不足と健康問題は社会の課題としてあり、身近な暮らしの中に健康づくりとしての取組みがしやすいかどうかの観点が、これからもっと必要になってくるものと考えます。

健康づくりのため公園などを市民が活用していることを身近に感じている一方で、冬季間は普段使っている公園が使えないこともあります。

北上駅の連絡通路がありますが、日常の健康づくりで利用するには有効な場所と考えます。

あるもの、場所を意識して活用している方もおりますし、今後に向けて、激しい運動ではなくエクササイズに取り組めるものや多目的に利用できる場所が計画されていくことは、有意義なものと考えました。

スポーツ推進課長　エクササイズ、楽しめるスポーツについては、市役所の階段に消費カロリーの表示があったり、駅の連絡通路にも距離の表示があったり、また、冬場に子どもの遊び場が少ないといった意見もあるのですが、昨年開館した武道館のフロアを利用して子ども達に体を動かしてもらうことも行っておりますので、他部署とも連携を図りながら、誰もが楽しめるスポーツ環境づくりに取り組んで参ります。

照井睦子委員　中学生の部活動の地域への移行は、今は地域への展開ということで、地域で受け皿を作っているところです。生徒のスポーツ環境の充実、部活動環境の充実という意味で、これから新たに、場所の提供など考えられていること、進められていることはあるのでしょうか。

スポーツ推進課　部活動の地域移行に伴う環境整備については、北上中学校の第二体育館を社会体育施設として整備しようとしております。これまでは、部活動が終わった後、黒沢尻体育館等に移動してスポ少の活動をしていたところ、同じ場所で活動が出来るようになり、利便性を図ることは出来ると考えております。

佐藤和美委員　計画の成果指標について、国民スポーツ大会出場種目数とありますが、前計画では国民スポーツ大会の出場者数としており、これを変更した理由を教えてください。

また、障がい者スポーツに力を入れたいとのことでしたが、指導者の体制について提案でございます。特別支援学校の先生の中には、元アスリートの方や中学校の部活動を指導している方もおり、障がい者の特性にも理解がありますので、支援学校の先生の中で指導者になりたいといった方をぜひ取り込んでいただけると良いと考えます。

スポーツ推進課長　　成果指標の変更についてでありますが、これまでの指標である出場者数ですと、出場種目によって、例えばラグビーでは15名が増えますし、個人競技であれば１人増えるということで、カウントしづらいということで、種目数に変えさせていただいたものであります。

指導者の体制については、支援学校の指導者も採り入れるようにしたいと考えます。

教育長　　ほかに御質問はございませんか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、協議第５号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、協議第５号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

（閉会　午前10時43分）

会議録作成者　　教育長　船　田　　浩

令和８年２月26日